

社会福祉法人大阪社会医療センター廃棄物処理業務委託 仕様書

1 業務内容

乙は、甲の施設より排出される次の廃棄物を収集し、契約書に規定する場所へ運搬および搬入・処分する業務、ならびにこれに付随する一切の業務を行う。

(1) 事業系一般廃棄物（古紙を含まない）

◎内容：施設から排出される普通ごみ（古紙類：段ボール、シュレッダー屑等は含まない。）

◎排出方法：甲は、大阪市の規定に基づき、一般廃棄物を適切に仕分けして排出する。

◎予定排出量：一般廃棄物：年間 約 40,000 kg

（※ただし、この数量は確約するものではない。）

(2) 産業廃棄物

◎種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、ゴムくず（医療機関から排出される非感染性のもの）。

◎品目例：カン、ビン、ペットボトル、プラスチック容器、スプレー缶、缶詰空き缶、アルミ包装紙、その他プラスチック・金属製品等。

◎予定排出量：年間 約 5,000kg

（※ただし、この数量は確約するものではない。）

2 本業務の実施条件

(1) 収集頻度および対応

◎一般廃棄物：原則として土・日・祝日含む1年間毎日実施する。

◎産業廃棄物：週2回以上の定期収集を行う。また、定期回収以外に甲から要請があった場合は、臨時の収集に遅延なく対応する。

(2) 作業体制および実績報告

◎時間：収集時間帯については、甲の業務に支障のない範囲で、甲乙協議の上決定する。

◎立会：すべての収集作業は甲の職員立会いのもとで行う。

◎報告：乙は収集の都度、所定の「収集作業報告書」に実績（数量・品目・重量等）を正確に記録し、甲の確認を受けるものとする。

(2) 保管場所

1階駐車場側のゴミ置場とする。

(3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

①乙は必要事項（排出者・排出事業者・運搬受託者・処分事業場・処分受託者等）を印字したマニフェストを自己負担で準備し、甲へ引き渡す。

②乙は、中間処理から最終処分まで適正に処理されたことを記録し、甲へ提出する。

3 本業務における業務提携

乙が、「産業廃棄物処分業」の許可を受けていない場合は、乙の業務提携先である「産業廃棄物処分業」許可業者（以下「丙」という。）と甲は契約を締結し、丙は甲の排出す

る産業廃棄物の中間処理・最終処分を行う。

4 収集運搬車両

- (1) 収集運搬車両は、産廃棄物が飛散又は流失するおそれのないものを使用する。
- (2) 収集業務に支障のないよう、使用する収集運搬車両の整備点検を適正に行う。

5 遵守事項

本業務遂行にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める収集運搬・処分の基準、その他関係法令の規定によるほか、次の事項を遵守する。

- (1) 乙の業務従事者は、当院委託業務であることを念頭において、常に親切丁寧に応接し、患者や地域住民に不快の念を与える言動があってはならない。
- (2) 収集時に飛散したゴミは必ず清掃するものとし、収集場所の清掃保持に努める。
- (3) 秘密情報保持
 - ①乙は本業務の遂行に際して知り得た情報について、甲の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しない。契約有効期間中のみならず、契約終了後も同様とすること。
 - ②乙は、特に個人情報について、その保護の重要性を認識して適正に取り扱い、「個人情報の保護に関する法律」その他関連法規及び関係省庁が作成した個人情報に関するガイドラインを遵守すること。

6 人事管理

- (1) 人との対応は礼儀正しく懇切丁寧を旨とし、粗暴な言動があってはならない。
- (2) 乙は、乙の業務従事者に対して、関係法令、契約書及びその他業務に必要な事項を熟知させるとともに指導教育しなければならない。
- (3) 乙の業務従事者の勤務態度が著しく不相当であると甲が認めた場合は、甲は乙に対して業務従事者の即時交代を求めることができる。

7 甲への協力

乙は、廃棄物の減量または適正排出に関して、甲が実施する方策に協力する。

8 業務内容の変更・引継ぎ

- (1) 甲は、必要があると認める時は、収集運搬・処分を委託する廃棄物の変更・仕分け方法の変更等、本業務の内容を変更することができる。変更時の委託料については、甲乙協議する。
- (2) 委託の終了もしくは解除により、他の委託業者に業務を引継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力する。

9 その他

- (1) 甲は、本業務に関して、特に必要があると認めた事項をその都度乙に指示することができる。この場合において、乙は、当該指示に従わなければならない。

【配布2】

(2) 甲のリサイクル等への取組みによる排出量の減少、または何らかの原因による排出量の増加により、日々の収集量と委託料に乖離が認められるときは、甲乙協議して委託料を変更することができる。

(3) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議する。